

○厚生労働省告示第四十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第四項（同法第一百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療や次のものに該当する。

別表

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

通則

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」と総称する。）の費用の額は、区分番号0-2の注7に規定する場合を除き、区分番号0-1又は区分番号0-1-2により算定される額に区分番号0-2から区分番号0-5までにより算定される額を加えた額とする。
- 2 前号の規定により算定する指定訪問看護の費用の額は、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、介護保険法（平成9年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。
- 3 区分番号0-1の注2及び注4、区分番号0-1-2の注1から注3まで及び注10並びに区分番号0-2の注1から注3まで及び注10における届出については、届出を行う訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

区分

0-1 訪問看護基本療養費（1日につき）

1

訪問看護基本療養費(Ⅰ)

イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合（ハを除く。）

- (1) 週3日目まで 5,550円
(2) 週4日目以降 6,550円

ロ 指定看護師による場合

- (1) 週3日目まで 5,050円
(2) 週4日目以降 6,050円

ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、^{レントゲン}レントゲンケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケ

アによる専門的研修を受けた看護師による場合

イ 訪問看護基本療養費(Ⅱ)

イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合（ハを除く。）

- (1) 同一日に2人 5,550円
(2) 週3日目まで 6,550円
(2) 同一日に3人以上 6,550円

ロ 指定看護師による場合

- (1) 同一日に2人 5,050円
(2) 週3日目まで 6,050円
(2) 週4日目以降 6,050円

ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、^{レントゲン}レントゲンケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケ

アによる専門的研修を受けた看護師による場合

イ 訪問看護基本療養費(Ⅲ)

- (1) 同一日に2人 5,550円
(2) 週3日目まで 6,550円
(2) 週4日目以降 6,550円

ロ 同一日に3人以上

- (1) 週3日目まで 5,050円
(2) 週4日目以降 6,050円

ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、^{レントゲン}レントゲンケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケ

アによる専門的研修を受けた看護師による場合

イ 訪問看護基本療養費(Ⅳ)

- (1) 週3日目まで 12,850円
(2) 週4日目以降 8,500円

注1 1のイ及びロについては、指定訪問看護を受けようとする者（注3に規定する同一建物居住者を除く。）に対して、その主治医（健康保険法第63条第3項第1号に規定

する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）の保険医又は介護保険法第8条第289項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）若しくは同条第290項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）の医師に限る。以下この区分番号において同じ。）から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が指定訪問看護を行った場合に、当該指定訪問看護を受けた者（以下「利用者」という。）の利用者1-2の精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)及び(Ⅴ)を算定する場合を除く。）並びに区分番号0-1-2の精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)及び(Ⅴ)を算定する日と合わせて週3日を限度（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。）として算定する。

2 1のハについては、悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える^{レントゲン}レントゲンの状態にある利用者（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号C0-1-3に掲げる在宅患者^{レントゲン}レントゲン管理指導料を算定する場合にあっては真皮まで^{レントゲン}レントゲンの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者（いずれも同一建物居住者を除く。）に対して、それらの者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの緩和ケア、^{レントゲン}レントゲンケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門的研修を受けた看護師による場合

3 2のイ及びロについては、指定訪問看護を受けようとする者であって、同一建物居住者（当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ。）であるものに対して、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に、利用者1人につき、訪問看護基本療養費(Ⅳ)（ハを除く。）並びに区分番号0-1-2の精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)（ハを除く。）を算定する日と合わせて週3日を限度（注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。）として算定する。

4 2のハについては、悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える^{レントゲン}レントゲンの状態にある利用者（医科点数表の区分番号C0-1-3に掲げる在宅患者^{レントゲン}レントゲン管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者（いずれも同一建物居住者に限る。）に対して、それらの者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの緩和ケア、^{レントゲン}レントゲンケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門的研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションの看護師若しくは准看護師又は当該施設の在宅療養を担う保険医療機関の看護師若しくは准看護師と共同して同一日に指定訪問看護を行った場合に、当該利用者1人について、同一日に区分番号0-2に掲げる訪問看護管理指導料を算定できない。

5 3については、指定訪問看護を受けようとする者（入院中のものに限る。）であつて、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に、入院中

- 1回（注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者である場合にあっては、入院中2回）に限り算定できる。この場合において、同一日に区分番号0-2に掲げる訪問看護管理療養費は算定できない。
- 6 1及び2（いずれもハを除く。）については、指定訪問看護を受けようとする者の主治医（介護老人保健施設又は介護医療院の医師を除く。）から当該者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護の必要がある旨の訪問看護指示書（以下「特別訪問看護指示書」という。）の交付を受け、当該特別訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合には、注1及び注3の規定にかかるらず、1月に1回（別に厚生労働大臣が定める者については、月2回）に限り、当該指示があった日から起算して4月を限度として算定する。
- 7 1及び2（いずれもハを除く。）については、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾患等の利用者は注6に規定する特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対する、必要に応じて1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合は、難病等複数回訪問加算として、それぞれ4,500円又は8,000円を所定額に加算する。
- 8 訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が時間以上である者に対して指定訪問看護を行い、次のいずれかに該当する場合、特別地域訪問看護加算として、所定額の100分の50に相当する額を加算する。
- イ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行う場合
- ロ 別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護ステーションの看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合
- 9 1及び2（いずれもハを除く。）については、利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医（診療所又は医科点数表の区分番号C000の注1に規定する在宅療養支援病院（以下「在宅療養支援病院」という。）の保険医に限る。）の指示に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、1日に2回、650円を所定額に加算する。
- 10 1及び2（いずれもハを除く。）については、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問をする者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が、長時間にわたる指定訪問看護を行った場合には、長時間訪問看護加算として、週1日（別に厚生労働大臣が定める者の場合にあっては週3日）を限度として、5,200円を所定額に加算する。
- 11 1及び2（いずれもハを除く。）については、6歳未満の乳幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合には、乳幼児加算として、1日につき1,500円を所定額に加算する。
- 12 1及び2（いずれもハを除く。）については、同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対する、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定額に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週1日を、ハの場合にあっては週3日を限度として算定する。
- イ 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の看護師等（准看護師を除く。）と同時に指定訪問看護を行う場合
- ロ 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合
- ハ 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）
- 二 所定額を算定する指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看

護を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）

(1) 1日に1回の場合	3,000円
(2) 1日に2回の場合	6,000円
(3) 1日に3回以上の場合	10,000円
13 1及び2（いずれもハを除く。）については、夜間（午後6時から午後10時までの時間）に指定訪問看護を行った場合は、夜間（午後6時から午後6時までの時間）をいう。以下同じ。）に指定訪問看護を行った場合は、深夜（午後10時から午前6時までの時間）をいう。以下同じ。）に指定訪問看護を行った場合は、深夜訪問看護加算として4,200円を所定額に加算する。	
14 利用者が次のいずれかに該当する場合は、所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合については、この限りでない。	
イ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院等の医師又は看護師若しくは准看護師が配置されている施設に現に入院又は入所している場合	
ロ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている場合	
ハ 他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護（注2及び注4の場合を除く。）を受けている場合（次に掲げる場合を除く。）	
(1) 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が現に他の1つの訪問看護が受けている場合	
(2) 特別訪問看護指示書の交付の対象となつた利用者であつて週4日以上の指定訪問看護が計画されているものが現に他の2つ以下の訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合	
(3) 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者であつて週7日の指定訪問看護が計画されているものが現に他の2つ以下の訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合	
(4) 注2又は注4に規定する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師の指定訪問看護を受けようとする場合	
0 1 - 2 精神科訪問看護基本療養費(1)	
1 精神科訪問看護基本療養費(I)	
イ 保健師、看護師又は作業療法士による場合	
(1) 週3日目まで 30分以上の場合	5,550円
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	4,250円
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	6,550円
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	5,100円
ロ 混合看護師による場合	
(1) 週3日目まで 30分以上の場合	5,050円
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	3,870円
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	6,050円
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	4,720円
2 削除	
イ 精神科訪問看護基本療養費(II)	
ロ 保健師、看護師又は作業療法士による場合	
(1) 同一日に2人	
① 週3日目まで 30分以上の場合	5,550円
② 週3日目まで 30分未満の場合	4,250円
③ 週4日目以降 30分以上の場合	6,550円
④ 週4日目以降 30分未満の場合	5,100円
(2) 同一日に3人以上	
① 週3日目まで 30分以上の場合	2,780円

② 週3日目まで 30分未満の場合	2,130円
③ 週4日目以降 30分以上の場合	3,280円
④ 週4日目以降 30分未満の場合	2,550円

□ 準看護師による場合

(1) 同一日に2人	
① 週3日目まで 30分以上の場合	5,050円
② 週3日目まで 30分未満の場合	3,870円
③ 週4日目以降 30分以上の場合	6,050円
④ 週4日目以降 30分未満の場合	4,720円

(2) 同一日に3人以上

① 週3日目まで 30分以上の場合	2,530円
② 週3日目まで 30分未満の場合	1,940円
③ 週4日目以降 30分以上の場合	3,030円
④ 週4日目以降 30分未満の場合	2,360円

④ 週4日目以降 30分未満の場合

4 精神科訪問看護基本療養費(単)

注 1 1については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者又はその家族等

(注2に規定する同一建物居住者を除く。)に対して、その主治医(保険医療機関の保険医であつて精神科を担当するものに限る。以下この区分番号において同じ。)から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師、看護師又は作業療法士(精神障害を有する者に対する看護について相当の経験を有するものに限る。以下この区分番号において「保健師等」という。)が指定訪問看護を行った場合に、利用者1人につき、精神科訪問看護基本療養費(1)(ハを除く。)及び(1)(ハを除く。)を算定する日と合わせて週3日(当該利用者の退院後3月以内の期間において行われる場合は週5日)を限度として算定する。

2 3については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者又はその家族等であつて、同一建物居住者であるものに対して、その主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合に、利用者1人につき、精神科訪問看護基本療養費(1)(ハを除く。)及び(1)(ハを除く。)を算定する日と合わせて週3日(当該利用者の退院後3月以内の期間において行われる場合は週5日)を限度として算定する。

3 4については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者(入院中のものに限る。)であつて、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対し、その主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合に、入院中1回(区分番号01の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用の場合にあっては、入院中2回)に限り算定できる。この場合において、同一日に区分番号02に掲げる訪問看護管理療養費は算定できない。

4 1及び3については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者の主治医から精神科特別訪問看護指示書の交付を受け、当該精神科特別訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合には、注1及び注2の規定にかかわらず、1月に1回に限り、当該指示があつた日から起算して14日を限度として算定する。

5 訪問看護ステーションの保健師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が1時間以上である者に対して指定訪問看護を行い、次のいずれかに該当する場合、特別地域訪問看護加算として、所定額の100分の50に相当する額を加算する。

イ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行う場合

ロ 別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護ステーションの保健師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合

又は在宅療養支援病院の保険医に限る。)の指示に基づき、訪問看護ステーションの保健師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合には、精神科緊急訪問看護加算として、1日につき2,650円を所定額に加算する。

6 1及び3については、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、訪問看護ステーションの保健師等が、長時間にわたる指定訪問看護を行った場合には、長時間精神科訪問看護加算として、週1日(別に厚生労働大臣が定める者の場合については週3日)を限度として、5,200円を所定額に加算する。

7 1及び3(いずれも30分未満の場合を除く。)については、訪問看護ステーションの保健師又は看護師が、当該訪問看護ステーションの他の保健師等、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行った場合には、複数名精神科訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1月につき、いすれかを所定額に加算する。ただし、ハの場合にあっては週1日を限度として算定する。

イ 所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師又は作業療法士と同時に指定訪問看護を行う場合

(1) 1日に1回の場合	4,500円
(2) 1日に2回の場合	9,000円
(3) 1日に3回以上の場合	14,500円

ロ 所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合

(1) 1日に1回の場合	3,800円
(2) 1日に2回の場合	7,600円
(3) 1日に3回以上の場合	12,400円
ハ、所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行う場合	3,000円

8 1及び3については、夜間又は早朝に指定訪問看護を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として2,100円を所定額に加算し、深夜に指定訪問看護を行った場合は、深夜訪問看護加算として4,200円を所定額に加算する。

9 1及び3については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が、医師点数表の区分番号10 1に掲げる精神科在宅患者支援管理料1(ハを除く。)又は2を算定する利用者に対して、その主治医の指示に基づき、1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合は、精神科複数回訪問加算として、それぞれ4,500円又は8,000円を所定額に加算する。

10 利用者が次のいずれかに該当する場合は、所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合には、この限りでない。

イ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院等の医師又は看護師若しくは准看護師が配置されている施設に現に入院又は入所している場合

ロ 介護保険法第8条第1項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている場合

ハ、他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護(区分番号01の注2及び注4の場合を除く。)を受けている場合(次に掲げる場合を除く。)

らの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該市町村等に対して情報を探すことにより訪問看護料を算定している場合は、算定しない。

2 については、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部(以下「義務教育諸学校」という。)への入学時、転学時等により当該義務教育諸学校に初めて在籍することとなる利用者について、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該義務教育諸学校からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該義務教育諸学校に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供料を算定している場合は、算定しない。

3 3については、保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院(以下この項において「保険医療機関等」という。)に入院し、又は入所する利用者について、当該利用者の診療を行っている保険医療機関が入院し、又は入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うに当たって、訪問看護ステーションが、当該利用者の同意を得て、当該保険医療機関に指定訪問看護に係る情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ただし、他の訪問看護ステーションにおいて、当該保険医療機関に対して情報を提供することにより訪問看護情報提供料を算定している場合は、算定しない。

04 削除

05 訪問看護ターミナルケア療養費

1 訪問看護ターミナルケア療養費1

2 訪問看護ターミナルケア療養費2

注1 1については、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護師等が、在宅で死亡した者を含む。)又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに準ずる施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成22年厚生省告示第21号)別表の1に規定する看取り介護加算その他これに相当する加算(以下「看取り介護加算等」という。)を算定している利用者を除く。)に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施しかつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

2 については、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含み、看取り介護加算等を算定している利用者に限る。)に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施しかつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

3 1及び2については、他の訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合には、算定しない。